

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (2) 監査対象局 福祉保健局

2 実地監査場所

- (1) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
本部、石神井学園、小山児童学園、八街学園、七生福祉園、東村山福祉園、千葉福祉園、日野療護園、八王子福祉園
- (2) 福祉保健局

3 事業の内容

(1) 事業の概要

社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、創意工夫をこらした多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重しながら提供することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成10年6月に設立された団体である。

事業団は、次の事業を表1の各施設で行っている。

ア 第一種社会福祉事業

- (ア) 児童養護施設の経営
- (イ) 知的障害児施設の経営
- (ウ) 障害者支援施設の経営

イ 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 子育て短期支援事業の経営

ウ 公益事業

- (ア) 知的障害者短期入所事業
- (イ) 知的障害者就労支援事業
- (ウ) 障害者（児）日中一時支援事業

(表1) 施設の概要

(平成24年3月31日現在)

施設名	施設種別	定員(人)	所在地	指定管理期間
石神井学園	児童養護施設	134	東京都練馬区	平成21年度 から平成23 年度までの3 年間
小山児童学園	児童養護施設	64	東京都東久留米市	
船形学園	児童養護施設	64	千葉県館山市	
八街学園	児童養護施設	64	千葉県八街市	
勝山学園	児童養護施設	64	千葉県安房郡鋸南町	
片瀬学園	児童養護施設	48	神奈川県藤沢市	
七生福祉園	知的障害児施設	156	東京都日野市	
	障害者支援施設(施設入所支援)	150		
	障害者支援施設(生活介護)	144		
	障害者支援施設(生活訓練)	6		
	障害者支援施設(就労移行支援)	14		
東村山福祉園	知的障害児施設	160	東京都東村山市	
千葉福祉園	知的障害児施設	120	千葉県袖ヶ浦市	
	障害者支援施設(施設入所支援)	480		
	障害者支援施設(生活介護)	480		
日野療護園	障害者支援施設(施設入所支援)	50	東京都日野市	
	障害者支援施設(生活介護)	50		
八王子福祉園	障害者支援施設(施設入所支援)	160	東京都八王子市	
	障害者支援施設(生活介護)	175		

(2) 都との関係

ア 基本財産の出えん

都は、事業団の基本財産1,000万円の全額を出えんしている。

イ 補助金の交付

都は、事業団の運営費等として、表2のとおり、補助金（平成22年度3億17万余円、平成23年度3億6,782万余円）を交付している。

ウ 公の施設の管理運営

都は、表3のとおり、指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせ、指定管理料（平成22年度120億4,955万余円、平成23年度118億764万余円）を支出している。

(表2) 補助金交付状況一覧

(単位：千円)

補助事業名	平成22年度	平成23年度	事業の概要
東京都社会福祉事業団運営費補助	287,448	343,301	事業団本部の運営費補助 (人件費、事業費、事務費等)
障害者通所施設等整備費補助	9,653	21,831	施設整備費及び設備整備費 の補助
東京都知的障害者グループホーム等開設準備経費等補助 (※)	563	0	グループホームの開設準備 に係る管理事務費、権利金 (敷金を除く)及び仲介手 数料等の補助
障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業費助成金	2,506	2,695	福祉・介護職員の賃金改善 に充当するための助成金
計	300,171	367,828	

(※) 東京都知的障害者グループホーム等開設準備経費等補助は、平成22年10月にケアホームあおばを開設したことによるもの。平成23年度は補助対象（開設施設）はなかった。

(表3) 公の施設の指定管理料

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
第一種社会福祉事業	11,916,040	11,665,662
児童養護施設	2,376,206	2,303,117
石神井学園	694,320	685,976
小山児童学園	344,785	323,272
船形学園	358,566	343,215
八街学園	354,678	336,997
勝山学園	348,872	346,450
片瀬学園	274,982	267,203
知的障害児施設	3,376,734	3,313,180
七生福祉園(児童)	902,275	880,690
東村山福祉園	2,049,701	2,018,713
千葉福祉園(児童)	424,757	413,777
障害者支援施設	6,163,099	6,049,364
七生福祉園(施設入所支援)	190,693	276,101
七生福祉園(生活介護)	697,675	600,867
七生福祉園(生活訓練)	28,250	35,690
七生福祉園(就労移行支援)	59,034	74,826
千葉福祉園(施設入所支援)	447,537	661,121
千葉福祉園(生活介護)	1,879,054	1,611,559
日野療護園(施設入所支援)	137,913	200,217
日野療護園(生活介護)	585,747	464,781
八王子福祉園(施設入所支援)	347,546	529,109
八王子福祉園(生活介護)	1,789,646	1,595,089
第二種社会福祉事業	127,114	135,552
障害福祉サービス事業	112,470	122,191
七生福祉園(児童)(短期入所事業)	13,483	13,777
七生福祉園(成人)(短期入所事業)	13,833	14,645
東村山福祉園(生活介護事業)	9,827	16,249
東村山福祉園(短期入所事業)	18,218	22,814
千葉福祉園(成人)(短期入所事業)	10,368	11,029
八王子福祉園(短期入所事業)	34,433	33,190
日野療護園(短期入所事業)	12,305	10,484
子育て短期支援事業	14,643	13,360
石神井学園(子育て短期支援事業)	14,643	13,360
公益事業	6,404	6,428
知的障害者短期入所事業	5,926	5,747
七生福祉園(知的障害者短期入所事業)	5,926	5,747
障害児日中一時支援事業	477	680
東村山福祉園(障害児日中一時支援事業)	477	680
合 計	12,049,559	11,807,642

4 組織（平成24.3.27現在）

事業団は、事務所を新宿区大久保三丁目10番に置き、役員12名（理事長1名（常勤）、理事9名、監事2名）及び職員1,431名（うち都派遣職員795名）で、事務局及び福祉施設13施設（児童養護施設6施設、障害児施設3施設、障害者施設4施設（うち障害児施設との併設2施設））をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成22年度（平成22.4.1～平成23.3.31）及び平成23年度（平成23.4.1～平成24.3.31）の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 福祉保健局 平成24年10月1日及び同年11月16日
- (2) 事業団 平成24年10月3日から同年11月13日まで

第4 監査の結果

1 運営に関する事項

事業団は、指定管理者として、公の施設である13施設の管理運営を行っているほか、独自事業として、グループホーム・ケアホームを設置・運営している。

会計は、社会福祉事業会計、就労支援事業会計、公益事業会計の3会計に区分して経理している。

平成23年度における収支状況は、収入合計124億6,609万余円、支出合計124億4,572万余円、当期活動収支差額2,037万余円となっている。

平成23年度末における財政状況は、資産合計26億793万余円、負債合計17億5,886万余円、純資産合計が、8億4,906万余円となっている。

次に、事業環境についてみると、事業団が指定管理者として管理運営している施設は、局が公表した「東京の福祉保健の新展開 2012」によれば、今後も、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、今後の事業展開を検討していく必要がある。

また、事業団の職員については、急速に、都派遣職員から固有職員へと移行しているため、これまで蓄積してきた技術、ノウハウ等の早期継承が求められる。

事業団は、引き続き公益性を確保しながら、人材育成の充実とともに、運営体制の強化を図り、より一層効率的な事業運営を行う必要がある。

以上、運営状況について述べてきたが、事業団の事業は、別項指摘事項を除き、出えんの目的に沿って適切に運営されているものと認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 配膳業務委託契約における予定価格の算定を適正に行うべきもの

東村山福祉園では利用者の食事サービスの向上を図ることを目的として、配膳業務委託契約を、平成22年度(①契約期間:平成22.4.1～平成23.3.31、契約金額:2,520万円、及び②同追加業務、契約期間:平成22.4.1～平成23.3.31、契約金額:447万3,000円)及び平成23年度(③契約期間:平成23.4.1～平成24.3.31、契約金額:2,967万3,000円)に、それぞれAと契約している。

これらの契約について見たところ、平成22年度については、特別支援学校卒業生の増加により児童援護棟における昼食配膳業務の必要性が増しているとして、①の当初契約の請負者を特命して、②の追加業務委託契約を締結している。さらに、平成23年度についても、①と②の契約金額の合計を予定価格として設定し、契約している。

しかしながら、②の追加契約については、表4のとおり、予定単価が当初契約に比して約1.62倍(監査事務局試算)となっている。これは、参考見積として徴取した金額を予定価格としていることによるものであり、この結果、表5のとおり、170万8,572円が過大なものとなっていることは適切でない。

事業団は、配膳業務委託契約における予定価格の算定を適正に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表4) 平成22年度配膳業務委託契約の予定単価の比較(監査事務局試算による)

①当初契約(平成22.4.1～平成23.3.31) 予定金額:25,200,000円(税込)						
区分	業務時間	配置延べ人員	合計時間	総時間数	単価(予定金額/総時間数)	
朝食	2.5時間	2,430人	6,075時間	21,650時間	1,163. ⁹⁷ 円(税込)	
昼食	2.5時間	2,640人	6,600時間			
夕食	2.5時間	3,590人	8,975時間			
②追加契約(平成22.4.1～平成23.3.31) 予定金額:4,473,000円(税込)						
昼食	2.5時間	950人	2,375時間	2,375時間	1,883. ³⁷ 円(税込)	

※ 交通費・細菌検査経費・消耗品費等については考慮せず、単純に予定金額を時間数で除した金額である。

(表5) 過大となった追加契約の金額

追加契約の予定金額	当初契約の単価により算出	過大となった金額
4,473,000円	2,764,428円 (1,163. ⁹⁷ 円×2,375時間)	1,708,572円

イ 紙おむつの購入契約を適切に行うべきもの

東村山福祉園（以下「園」という。）では、利用者のために必要な紙おむつの購入をしており、平成23年度は、34回の契約を行い、合計で690万5,841円を支出している。

ところで、紙おむつの契約手続について見たところ、表6のとおり、1回は複数業者による見積り競争を行っていたが、残りの33回は、一者見積りによる随意契約であった。一者見積りの場合の業者選定について、園では、前年度中に、表中の三業者から、各種のおむつを一箱ずつ購入する場合の価格を参考見積りとして徴取し、業者ごとに、最も安価である製品を振り分け、年間を通じて購入する業者を選定していることが認められた。

しかしながら、年間を通じて随意契約を繰り返すことは非効率であると同時に、参考見積りの価格についても、見積り依頼時に年間の購入予定数量を示して徴したのではないことは、適切でない。

事業団は、紙おむつの購入契約を適切に行われたい。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）

（表6）平成23年度の紙おむつの購入契約実績

（単位：円）

契約相手先	契約回数(平成23年度)	うち一者見積りによる 随意契約回数	契約金額合計
B	12回	12回	2,121,537
C	10回	9回	2,779,377
D	12回	12回	2,004,927
合計	34回	33回	6,905,841

ウ 小口現金の取扱いについて適切に行われるよう指導すべきもの

事業団では、1件1万円を超えない常用経費や施設長が特に必要と認めた処遇経費について、小口現金取扱者ごとに現金を保管し、そこから支払う小口現金制度を採用している。

小口現金の処理手続は、①小口現金取扱者が、小口現金請求書等と引換えに使用者に現金を渡す。②出金があった場合は、「金銭残高金種別表」を作成し、複数の職員が確認の上、押印する。③購入後領収書等により確認し、「小口現金出納帳」に記入することとなっている。また、職員がやむを得ず立替払をした場合には、短期間に精算することが原則であるとしている。

各園で、小口現金の取扱いについて見たところ、以下のように適切でない状況があった。

(ア) 千葉福祉園は、職員の立替払について、表8のように1か月分のレシート等をまとめて請求している事例等、速やかに精算を行っていない事例が散見された。

(イ) 東村山福祉園は、購入、小口現金取扱者による承認、精算とその確認、日々の金銭残高確認が同一職員により行われている事例が散見され、チェック機能が不十分である。

(ウ) 七生福祉園は、平成23年6月分について出金があるにもかかわらず、金銭残高金種別表を見ると、日々の確認が行われておらず、2日分小口現金残高と金種残高が相違した状況となっている。

また、小口現金の中に、交通費など施設入所者等に対する本人支給金があるが、これらは、立替払となっているものを小口現金で支払を受けているものである。園では、交通費は施設入所者等が所有するIC乗車券で料金の確認をして本人に渡し、それ以外の経費は職員の立替払が主であるとのことであるが、本人の受領を確認ができるものがない。

事業団は、各園に対し、小口現金の取扱いについて適切に行われるよう指導されたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表8) 千葉福祉園の事例 (平成23年度) (単位:円)

請求日	請求金額	レシート等の日付
4月28日	7,304	3月29日～4月27日の間計4枚
6月17日	13,198	6月6日～6月16日の間計7枚
7月19日	2,000	5月29日
8月1日	5,057	6月18日～7月19日の間計5枚
9月1日	4,187	8月5日、8月17日分計2枚
10月4日	12,004	9月25日分計2枚
12月26日	10,185	12月6日～12月17日の間計7枚
12月26日	3,462	12月1日～12月21日の間計4枚

エ 保険金の収入及び見舞金の支出の経理を適正に行うべきもの

事業団は、平成20年に発生した千葉福祉園の入所者死亡事故について、見舞金として200万円支払うことを平成24年2月22日に遺族と合意した。事業団は、賠償責任保険に加入していたため、同年3月8日に、保険会社から保険金として200万円を収入し、同月9日に見舞金を支払った。

ところで、経理書類等を確認したところ、保険金収入を負債勘定である預り金に計上し、見舞金の支出を預り金からの振替により処理していたことが認められた。

このため、平成23年度決算の事業活動収支計算書には、当該保険金の収入及び見舞金の支出が計上されていない。

しかしながら、保険金は、保険会社から事業団に対して支払われ、見舞金は、事業団が遺族に対して支払ったものであることから、収入及び支出として計上すべきであり、預り金として計上したことは、適正でない。

事業団は、保険金の収入及び見舞金の支出の経理を適正に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(2) 局

ア 公の施設における行政財産の使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの

局は、事業団に管理運営を行わせている施設における行政財産の使用許可について、東京都公有財産規則(昭和39年規則第93号。以下「規則」という。)により局が申請者に使用許可を行い、その部分を除いた箇所を事業団が管理することとなっている。

また、規則第33条の規定による使用許可に伴う光熱水費については、使用者から徴収すべき金額を、便宜上事業団が局に報告し、局が使用者から徴収している。

局は、東村山福祉園において、Eに対して自動販売機の設置の使用許可をしている。

ところで、設置された自動販売機のうち1台については、コーヒーの粉末等を使用した紙コップ式飲料であり、水道水を使用する型式のものであるにもかかわらず、局は、電気料金は徴収しているものの、水道料金について園から費用の報告を受けておらず、Eに対し水道料金の請求が行われていないことが認められた。

これは、Eに対する使用許可書において、水道料金の負担について明記していないことによるものであり、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備に必要な経費を負担させなければならないという規則第33条の規定に違反しており適正でない。

局は、公の施設における行政財産の使用許可に係る取扱いを適正に行われたい。

(福祉保健局)

第5 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する施設を運営する事業である。

主な施設として、児童養護施設、知的障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由児施設、母子生活支援施設、特別養護老人ホーム等がある。

このうち、事業団では、児童養護施設、知的障害児施設、障害者支援施設の運営を行っている。

(ア) 児童養護施設

児童養護施設とは、保護者のない児童や虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

事業の運営実績は、表9のとおりである。

(表9) 児童養護施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成22年度		平成23年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
石神井学園	134	122.2	91.2	124.8	93.1
小山児童学園	64	55.7	87.0	53.8	84.1
船形学園	64	52.8	82.5	50.7	79.2
八街学園	64	57.3	89.5	49.3	77.0
勝山学園	64	55.3	86.4	54.2	84.7
片瀬学園	48	43.5	90.6	44.4	92.5

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

(注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

(イ) 知的障害児施設

知的障害児施設とは、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、自立活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。

事業の運営実績は、表 10 のとおりである。

(表 10) 知的障害児施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成22年度		平成23年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
七生福祉園(児童)	156	150.1	96.2	147.6	94.6
千葉福祉園(児童)	120	51.2	42.7	43.3	36.1
東村山福祉園	160	149.3	93.3	150.2	93.9

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

(注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

(ウ) 障害者支援施設

障害者支援施設とは、常に介護を必要とする障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害者福祉サービスを行うことを目的とする施設である。

事業の運営実績は、表 11 のとおりである。

(表 11) 障害者支援施設の運営実績

施設名	定員(人)	平成22年度		平成23年度	
		平均在籍人員(人)	利用率(%)	平均在籍人員(人)	利用率(%)
七生福祉園(成人)	150	147.2	98.1	147.5	98.3
千葉福祉園(成人)	480	411.8	85.8	394.1	82.1
日野療護園	50	48.6	97.2	49.2	98.4
八王子福祉園	160	159.8	99.9	159.3	99.6

(注) 1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

(注) 2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

イ 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業とは、法第2条第3項に規定する事業である。

主な事業として、障害福祉サービス事業、障害者相談支援事業、子育て短期支援事業、地域活動支援センター、保育所、母子家庭等日常生活支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業等がある。

このうち、事業団では、障害福祉サービス事業、子育て短期支援事業を行っている。

(ア) 障害福祉サービス事業

a 生活介護事業

常に介護を必要とする障害者（児）に、日常生活上の支援や生産活動の機会等を提供する事業である。

事業の実績は、表12のとおりである。

(表12) 生活介護事業の実績

施設名	定員(人)	平成22年度		平成23年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
東村山福祉園	10	2,242	93.4	2,327	95.4

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。

(注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

b 短期入所（ショートステイ）事業

自宅で介護する人が病気などの理由で、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害者（児）を短期間、施設などで保護する事業である。

事業の実績は、表13のとおりである。

(表13) 短期入所（ショートステイ）実績

施設名	定員(人)	平成22年度		平成23年度	
		延べ利用者数(人)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用率(%)
七生福祉園（児童）	6	1,366	62.4	1,592	72.5
七生福祉園（成人）	4	1,313	89.9	1,396	95.4
東村山福祉園	10	2,077	56.9	2,085	57.0
千葉福祉園（成人）	6	922	42.1	1,184	53.9
日野療護園	2	739	101.2	726	99.2
八王子福祉園	10	3,453	94.6	3,227	88.2

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。

(注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

c 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）

地域で生活するための居所の場を提供するとともに、日常生活において必要な援助を提供し、自立生活の助長を図る事業であり、事業団の独自事業として表14のとおり6か所で行っている。なお、あおば（七生福祉園）は、東京都の障害者通所施設等整備費補助金により整備し、平成22年10月に開設した施設である。

（表14）共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）の運営実績

施設名	定員 (人)	平成22年度		平成23年度	
		平均在籍人員 (人)	利用率 (%)	平均在籍人員 (人)	利用率 (%)
あすか（七生福祉園）	4	4	100	3.9	97.5
のぞみ（七生福祉園）	7	7	100	7	100
らいふ（七生福祉園）	4	4	100	4	100
あおば（七生福祉園）	5	5	100	5	100
つばさ（千葉福祉園）	7	5.8	82.9	5.8	82.9
どらやき（東村山福祉園）	6	6	100	6	100

（注）1 平均在籍人員は、月の初日に在籍している入所人員の1年分の合計を12月で除したものである。

（注）2 利用率は、平均在籍人員を施設定員で除したものである。

（イ）子育て短期支援事業

保護者が、病気や出産、出張、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育ができない時の養育の支援を行う事業で、宿泊は練馬区（5名）、豊島区（1名）及び中央区（1名）、日帰りは練馬区（8名）から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。

事業の実績は、表15のとおりである。

（表15）子育て短期支援事業の実績

施設名	定員等		対象区	平成22年度		平成23年度	
				延べ利用 日数等	延べ利用 児童数	延べ利用 日数等	延べ利用 児童数
石神井学園	宿泊	7人	練馬区、豊島区、中央区	622泊	273人	488泊	230人
	日帰り	8人	練馬区	89日	89人	187日	187人

（注）1 延べ利用者日数等は、宿泊数又は日数を1年分合計したものである。

（注）2 延べ利用児童数は、利用児童数を1年分合計したものである。

ウ 公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業を行うことができる。事業団では、知的障害者短期入所事業、知的障害者就労支援事業、障害者（児）日中一時支援事業を行っている。

(ア) 知的障害者短期入所事業

介護を行う者の病気その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者を保護する事業で、目黒区（1名）及び日野市（1名）から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。

事業の運営実績は、表16のとおりである。

(表16) 知的障害者短期入所事業の実績

施設名	定員 (人)	平成22年度		平成23年度	
		延べ利用者数 (人)	利用率 (%)	延べ利用者数 (人)	利用率 (%)
七生福祉園（成人）	2	160	21.9	60	8.2

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。

(注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

(イ) 在宅知的障害者就労支援事業

地域の施設・作業所等が連携し、共同受託や仕事の開発等を図る授産事業・地域連携システムを運営する事業であり、日野市から事業団に委託された事業である。

事業の運営実績は、表17のとおりである。

(表17) 在宅知的障害者就労支援事業の実績

施設名	区分	平成22年度	平成23年度
七生福祉園 (成人)	共同販売	年間36回開催	年間41回開催
	店舗販売	営業日数209日	営業日数245日
	共同受注	受注34件 延べ128回	受注34件 延べ601回

(ウ) 障害者（児）日中一時支援事業

夏季、冬季の学校等が休業となる期間（土曜日・日曜日・祝日を除く）、在宅の障害者（児）を日中一時預かる事業で、東村山市（2名）及び東大和市（2名）から、都へ委託され、事業団が指定管理者として事業を行っている。

事業の運営実績は、表18のとおりである。

(表18) 障害者（児）日中一時支援事業の実績

施設名	定員 (人)	平成22年度		平成23年度	
		延べ利用者数 (人)	利用率 (%)	延べ利用者数 (人)	利用率 (%)
東村山福祉園	4	159	99.4	158	96.3

(注) 1 延べ利用者数は、利用者数を1年分合計したものである。

(注) 2 利用率は、延べ利用者数を延べ定員で除したものである。

(2) 収支状況

事業団は、社会福祉事業会計、就労支援事業会計、公益事業会計の3会計に区分して経理している。

平成22年度及び平成23年度における各会計を合算した事業活動収支計算書は、別表1比較事業活動収支計算書総括表のとおりである。平成23年度の収入合計は124億6,609万余円、支出合計は124億4,572万余円であり、当期活動収支差額は2,037万余円となり、これに前期繰越活動収支差額3,752万余円、その他の積立金取崩額1億3,112万余円、その他の積立金積立額1億2,989万余円を加減した次期繰越活動収支差額は5,912万余円となっている。

ア 社会福祉事業会計

この会計は、事業団の本部の運営に要する経費、第一種社会福祉事業（就労移行支援を除く。）及び第二種社会福祉事業に係る収支を経理するものである。

平成23年度の収支状況は、別表2社会福祉事業会計比較事業活動収支計算書のとおりである。

事業活動収支の部については、事業活動収入計が、122億9,065万余円であり、主なものは、東京都からの指定管理料収入が117億2,638万余円、都及び区市からの經常経費補助金収入が3億4,986万余円となっている。

事業活動支出計は、122億7,135万余円であり、主なものは、施設等の運営経費と本部運営経費で、人件費支出が92億1,632万余円、事務費支出が14億5,134万余円、事業費支出が15億8,960万余円である。この結果、事業活動収支差額は1,929万余円となっている。

このうち、指定管理料収入が、平成22年度と比較して2億5,773万余円（2.2%）

減少している。これは主に、職員の退職・採用等による給与単価の減に伴い、人件費支出が2億8,143万余円減少したためである。

特別収支の部については、特別収入合計が2,183万余円であり、施設整備等補助金収入を計上したものである。特別支出合計は、2,183万余円であり、国庫補助金等特別積立金積立額を計上したものである。

以上の結果、当期活動収支差額は、1,950万余円となり、前期繰越活動収支差額3,676万余円、その他の積立金取崩額1億3,112万余円を加え、その他の積立金積立額1億2,976万余円を控除した次期繰越活動収支差額は5,763万余円となっている。

イ 就労支援事業会計

この会計は、第一種社会福祉事業のうち、就労移行支援事業に係る収支を経理するものである。

平成23年度の収支状況は、別表3 就労支援事業会計比較事業活動収支計算書のとおりである。

就労支援事業活動収支の部については、就労支援事業収入が26万余円、就労支援事業支出は、25万余円であり、就労支援事業活動収支差額は5千円となっている。

福祉事業活動収支の部については、福祉事業活動収入が7,483万余円であり、主なものは、都からの指定管理料収入が7,482万余円となっている。

福祉事業活動支出は、7,484万余円であり、主なものは、人件費の6,169万余円となっている。

事業活動外収支の部については、事業活動外収入が1千円となっている。

この結果、当期活動収支差額及び次期繰越活動収支差額は、0円となっている。

ウ 公益事業会計

この会計は、公益事業に係る収支を経理するものである。

平成23年度の収支状況は、別表4 公益事業会計比較事業活動収支計算書のとおりである。

事業活動収支の部については、事業活動収入は1,250万余円であり、主なものは、指定管理料収入が642万余円、市からの委託料収入が527万余円となっている。

事業活動支出は、1,162万余円であり、主なものは、人件費の924万余円となっている。

当期活動収支差額は、87万余円であり、前期繰越活動収支差額75万余円を加え、その他積立金積立額13万余円を控除した次期繰越活動収支差額は、149万余円となっている。

(3) 財政状態

平成23年度末における財政状態は、別表5総合比較貸借対照表のとおりである。

資産合計は、26億793万余円であり、平成22年度と比較して1億1,741万余円(4.3%)減少している。これは主に、建物の増などにより固定資産が4,395万余円増加したものの、現金預金の減などにより流動資産が1億6,137万余円減少したことによるものである。

負債合計は、17億5,886万余円であり、平成22年度と比較して1億5,910万余円(8.3%)減少している。これは主に、退職給与引当金の増により固定負債が1,003万余円増加したものの、未払金の減などにより流動負債が1億6,914万余円減少したことによるものである。

純資産合計は、8億4,906万余円であり、平成22年度と比較して4,168万余円増加している。これは主に、国庫補助金等特別積立金が2,131万余円、次期繰越活動収支差額が2,160万余円、それぞれ増加したことによるものである。

(4) 運営環境に関する評価

ア 運営環境に関する評価

運営環境について、事業活動及び財務活動等の観点から確認を行った結果、事業環境及び事業運営において、次のとおり、留意すべき点が見受けられた。

(ア) 事業の経営環境及び事業運営

指定管理者制度が導入された平成18年度に、事業団が指定管理者として管理運営していた施設は18施設あったが、平成23年度までに、5施設が都から民間に移譲された。局が公表した「東京の福祉保健の新展開 2012」によれば、今後も、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、今後の事業展開を検討していく必要がある。

また、事業団の職員の状況について見たところ、平成18年3月時点では、全職員に占める都派遣職員の割合は91.9%(職員数1,516人、うち都派遣職員数1,393人)であったが、平成24年3月時点では、55.6%(職員数1,431人、うち都派遣職員数795人)となり、急速に、都派遣職員から固有職員へと移行している状況が見られる。利用者サービスを維持していくためには、これまで経験豊富な職員が蓄積してきた技術、ノウハウ等の早期継承が求められる。

事業団は、引き続き公益性を確保しながら、人材育成の充実とともに運営体制の強化を図り、より一層効率的な事業運営を行う必要がある。

(別表1) 比較事業活動収支計算書総括表

(単位:円、%)

科 目	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増(△)減額 (C) = (A) - (B)	増(△)減率 (C) / (B) × 100	
収入	事業活動	12,378,252,839	12,547,838,053	△ 169,585,214	△ 1.4
	社会福祉事業会計	12,290,651,660	12,475,977,965	△ 185,326,305	△ 1.5
	就労支援事業会計	75,098,234	59,498,373	15,599,861	26.2
	公益事業会計	12,502,945	12,361,715	141,230	1.1
	事業活動外	66,016,116	39,951,371	26,064,745	65.2
	社会福祉事業会計	66,013,108	39,951,371	26,061,737	65.2
	就労支援事業会計	1,504	0	1,504	—
	公益事業会計	1,504	0	1,504	—
	特別収支	21,831,000	10,221,671	11,609,329	113.6
	社会福祉事業会計	21,831,000	10,221,671	11,609,329	113.6
	就労支援事業会計	0	0	0	—
	公益事業会計	0	0	0	—
	収入合計	12,466,099,955	12,598,011,095	△ 131,911,140	△ 1.0
	支出	事業活動	12,358,082,540	12,644,703,100	△ 286,620,560
社会福祉事業会計		12,271,352,825	12,572,573,900	△ 301,221,075	△ 2.4
就労支援事業会計		75,099,738	59,498,373	15,601,365	26.2
公益事業会計		11,629,977	12,630,827	△ 1,000,850	△ 7.9
事業活動外		65,811,220	39,920,848	25,890,372	64.9
社会福祉事業会計		65,811,220	39,920,848	25,890,372	64.9
就労支援事業会計		0	0	0	—
公益事業会計		0	0	0	—
特別収支		21,831,000	935,740	20,895,260	—
社会福祉事業会計		21,831,000	935,740	20,895,260	—
就労支援事業会計		0	0	0	—
公益事業会計		0	0	0	—
支出合計		12,445,724,760	12,685,559,688	△ 239,834,928	△ 1.9
当期活動収支差額		20,375,195	△ 87,548,593	107,923,788	△ 123.3
社会福祉事業会計	19,500,723	△ 87,279,481	106,780,204	△ 122.3	
就労支援事業会計	0	0	0	—	
公益事業会計	874,472	△ 269,112	1,143,584	△ 424.9	
前期繰越活動収支差額	37,525,080	28,515,031	9,010,049	31.6	
社会福祉事業会計	36,769,514	27,490,353	9,279,161	33.8	
就労支援事業会計	0	0	0	—	
公益事業会計	755,566	1,024,678	△ 269,112	△ 26.3	
その他の積立金取崩額	131,125,034	188,638,812	△ 57,513,778	△ 30.5	
社会福祉事業会計	131,125,034	188,638,812	△ 57,513,778	△ 30.5	
就労支援事業会計	0	0	0	—	
公益事業会計	0	0	0	—	
その他の積立金積立額	129,897,734	92,080,170	37,817,564	41.1	
社会福祉事業会計	129,760,734	92,080,170	37,680,564	40.9	
就労支援事業会計	0	0	0	—	
公益事業会計	137,000	0	137,000	—	
次期繰越活動収支差額	59,127,575	37,525,080	21,602,495	57.6	
社会福祉事業会計	57,634,537	36,769,514	20,865,023	56.7	
就労支援事業会計	0	0	0	—	
公益事業会計	1,493,038	755,566	737,472	97.6	

(別表2) 社会福祉事業会計比較事業活動収支計算書

(単位:円、%)

科 目		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増(△)減額 (C)=(A)-(B)	増(△)減率 (C)/(B)×100	
事業活動収支の部	収入	自立支援費等収入	84,491,683	76,609,072	7,882,611	10.3
		介護給付費収入	84,297,811	76,427,109	7,870,702	10.3
		利用者負担金収入	193,872	181,963	11,909	6.5
		指定管理料収入	11,726,388,348	11,984,120,422	△ 257,732,074	△ 2.2
		指定管理料収入	12,684,475,513	13,245,113,950	△ 560,638,437	△ 4.2
		指定管理料収入返還金	△ 958,087,165	△ 1,260,993,528	302,906,363	△ 24.0
		経常経費補助金収入	349,862,923	293,742,280	56,120,643	19.1
		都道府県補助金収入	346,373,243	289,955,080	56,418,163	19.5
		市区町村補助金収入	3,489,680	3,787,200	△ 297,520	△ 7.9
		寄附金収入	19,612,440	10,374,670	9,237,770	89.0
		雑収入	109,778,675	110,530,400	△ 751,725	△ 0.7
		国庫補助金等特別積立金取崩額	517,591	601,121	△ 83,530	△ 13.9
		事業活動収入計	12,290,651,660	12,475,977,965	△ 185,326,305	△ 1.5
		事業活動収支の部	支出	人件費支出	9,216,323,688	9,497,760,911
事務費支出	1,451,349,009			1,447,647,637	3,701,372	0.3
事業費支出	1,589,606,982			1,617,959,115	△ 28,352,133	△ 1.8
減価償却費	904,496			839,067	65,429	7.8
引当金繰入	13,168,650			8,367,170	4,801,480	57.4
事業活動支出計	12,271,352,825			12,572,573,900	△ 301,221,075	△ 2.4
事業活動収支差額	19,298,835			△ 96,595,935	115,894,770	△ 120.0
事業活動外の部	収入	受取利息配当金収入	201,888	30,523	171,365	561.4
		経理区分間繰入金収入	65,811,220	39,920,848	25,890,372	64.9
		事業活動外収入計	66,013,108	39,951,371	26,061,737	65.2
	支出	経理区分間繰入金支出	65,811,220	39,920,848	25,890,372	64.9
		事業活動外支出計	65,811,220	39,920,848	25,890,372	64.9
		事業活動外収支差額	201,888	30,523	171,365	561.4
経常収支差額		19,500,723	△ 96,565,412	116,066,135	△ 120.2	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入	21,000,000	8,866,000	12,134,000	136.9
		設備整備補助金収入	831,000	1,350,437	△ 519,437	△ 38.5
		国庫補助金等特別積立金取崩額	0	5,234	△ 5,234	△ 100
		特別収入計	21,831,000	10,221,671	11,609,329	113.6
	支出	固定資産売却損・処分損	0	25,740	△ 25,740	△ 100
		器具及び備品売却損・処分損	0	25,740	△ 25,740	△ 100
		国庫補助金等特別積立金積立額	21,831,000	910,000	20,921,000	—
特別支出計	21,831,000	935,740	20,895,260	—		
特別収支差額	0	9,285,931	△ 9,285,931	△ 100		
当期活動収支差額		19,500,723	△ 87,279,481	106,780,204	△ 122.3	
繰越収支差額の部	前期繰越活動収支差額		36,769,514	27,490,353	9,279,161	33.8
	当期末繰越活動収支差額		56,270,237	△ 59,789,128	116,059,365	△ 194.1
	その他の積立金取崩額		131,125,034	188,638,812	△ 57,513,778	△ 30.5
	措置施設繰越特定預金取崩額	115,305,034	92,020,170	23,284,864	25.3	
	その他の積立金取崩額	15,820,000	96,618,642	△ 80,798,642	△ 83.6	
	その他の積立金積立額		129,760,734	92,080,170	37,680,564	40.9
	措置施設繰越特定預金積立額	115,305,034	92,020,170	23,284,864	25.3	
	その他の積立金積立額	14,455,700	60,000	14,395,700	—	
次期繰越活動収支差額		57,634,537	36,769,514	20,865,023	56.7	

(別表3) 就労支援事業会計比較事業活動収支計算書

(単位：円、%)

科 目		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増(△)減額 (C) = (A) - (B)	増(△)減率 (C) / (B) × 100	
就労支援事業 活動収支の部	収入	就労支援事業収入	262,035	463,663	△ 201,628	△ 43.5
		受託作業事業収入	262,035	463,663	△ 201,628	△ 43.5
		就労支援事業収入計	262,035	463,663	△ 201,628	△ 43.5
	支出	就労支援事業支出	256,654	486,501	△ 229,847	△ 47.2
		受託作業事業支出	256,654	486,501	△ 229,847	△ 47.2
		就労支援事業支出計	256,654	486,501	△ 229,847	△ 47.2
就労支援事業活動収支差額		5,381	△ 22,838	28,219	△ 123.6	
福祉事業活動 収支の部	収入	指定管理料収入	74,826,465	59,034,710	15,791,755	26.7
		指定管理料収入	84,696,887	68,432,000	16,264,887	23.8
		指定管理料収入返還金	△ 9,870,422	△ 9,397,290	△ 473,132	5.0
		寄附金収入	8,617	0	8,617	—
		雑収入	1,117	0	1,117	—
		福祉事業活動収入計	74,836,199	59,034,710	15,801,489	26.8
	支出	人件費支出	61,696,173	48,687,043	13,009,130	26.7
		事務費支出	7,299,015	4,559,194	2,739,821	60.1
		事業費支出	5,847,896	5,765,635	82,261	1.4
		福祉事業活動支出計	74,843,084	59,011,872	15,831,212	26.8
	福祉事業活動収支差額		△ 6,885	22,838	△ 29,723	△ 130.1
	事業活動外 収支の部	収入	受取利息配当金収入	1,504	0	1,504
事業活動外収入計			1,504	0	1,504	—
事業活動外支出計		0	0	0	—	
事業活動外収支差額		1,504	0	1,504	—	
経常収支差額		0	0	0	—	
特別 の部 収支	特別収入計		0	0	0	—
	特別支出計		0	0	0	—
	特別収支差額		0	0	0	—
当期活動収支差額		0	0	0	—	
差繰 越の 部支	前期繰越活動収支差額		0	0	0	—
	当期末繰越活動収支差額		0	0	0	—
	その他の積立金取崩額		0	0	0	—
	その他の積立金積立額		0	0	0	—
	次期繰越活動収支差額		0	0	0	—

(別表4) 公益事業会計比較事業活動収支計算書

(単位:円、%)

科 目		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増(△)減額 (C) = (A) - (B)	増(△)減率 (C) / (B) × 100	
事業活動収支の部	収入	委託料収入	5,276,000	5,276,000	0	0
		市町村委託料収入	5,276,000	5,276,000	0	0
		指定管理料収入	6,428,001	6,404,358	23,643	0.4
		指定管理料収入	7,627,000	8,853,000	△ 1,226,000	△ 13.8
		指定管理料収入返還金	△ 1,198,999	△ 2,448,642	1,249,643	△ 51.0
		寄附金収入	100,000	0	100,000	—
		雑収入	698,944	681,357	17,587	2.6
	事業活動収入計	12,502,945	12,361,715	141,230	1.1	
	支出	人件費支出	9,240,601	9,034,502	206,099	2.3
		事務費支出	2,021,341	3,029,121	△ 1,007,780	△ 33.3
		事業費支出	368,035	567,204	△ 199,169	△ 35.1
		事業活動支出計	11,629,977	12,630,827	△ 1,000,850	△ 7.9
	事業活動収支差額		872,968	△ 269,112	1,142,080	△ 424.4
	事業活動外	収入	受取利息配当金収入	1,504	0	1,504
事業活動外収入計		1,504	0	1,504	—	
支出計		0	0	0	—	
事業活動外収支差額		1,504	0	1,504	—	
経常収支差額		874,472	△ 269,112	1,143,584	△ 424.9	
特別部収支	特別収入計	0	0	0	—	
	特別支出計	0	0	0	—	
	特別収支差額	0	0	0	—	
当期活動収支差額		874,472	△ 269,112	1,143,584	△ 424.9	
繰越活動の部	繰越活動の部	前期繰越活動収支差額	755,566	1,024,678	△ 269,112	△ 26.3
	当期末繰越活動収支差額	1,630,038	755,566	874,472	115.7	
	その他の積立金取崩額	0	0	0	—	
	その他の積立金積立額	137,000	0	137,000	—	
次期繰越活動収支差額		1,493,038	755,566	737,472	97.6	

(別表5) 総合比較貸借対照表

(単位：円、%)

科 目	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増(△)減額 (C) = (A) - (B)	増(△)減率 (C) / (B) × 100
流動資産	1,744,897,786	1,906,275,399	△ 161,377,613	△ 8.5
現金預金	1,628,952,630	1,832,788,320	△ 203,835,690	△ 11.1
未収金	102,237,220	60,626,653	41,610,567	68.6
貯蔵品	1,940,538	2,315,389	△ 374,851	△ 16.2
立替金	4,500,560	7,047,509	△ 2,546,949	△ 36.1
前払金	7,266,838	3,242,328	4,024,510	124.1
仮払金	0	255,200	△ 255,200	△ 100
固定資産	863,038,108	819,079,774	43,958,334	5.4
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	0
基本財産特定預金	10,000,000	10,000,000	0	0
その他の固定資産	853,038,108	809,079,774	43,958,334	5.4
建物	28,172,668	0	28,172,668	—
減価償却累計額	△ 107,995	0	△ 107,995	—
機械及び備品	6,573,997	0	6,573,997	—
減価償却累計額	△ 38,485	0	△ 38,485	—
器具及び備品	20,094,585	18,823,660	1,270,925	6.8
減価償却累計額	△ 16,389,204	△ 15,631,188	△ 758,016	4.8
長期貸付金	100,000	60,000	40,000	66.7
措置施設繰越特定預金	592,265,695	615,550,559	△ 23,284,864	△ 3.8
その他の積立預金	49,540,113	50,904,413	△ 1,364,300	△ 2.7
その他の固定資産	57,384,700	47,352,160	10,032,540	21.2
措置施設繰越特定預金振替予定額	115,442,034	92,020,170	23,421,864	25.5
資産の部合計	2,607,935,894	2,725,355,173	△ 117,419,279	△ 4.3
流動負債	1,705,457,210	1,874,597,633	△ 169,140,423	△ 9.0
未払金	1,488,594,786	1,719,769,755	△ 231,174,969	△ 13.4
預り金	101,072,295	62,597,708	38,474,587	61.5
前受金	150,000	210,000	△ 60,000	△ 28.6
仮受金	198,095	0	198,095	—
措置施設繰越特定預金未決済勘定	115,442,034	92,020,170	23,421,864	25.5
固定負債	53,411,700	43,379,160	10,032,540	23.1
退職給与引当金	53,411,700	43,379,160	10,032,540	23.1
負債の部合計	1,758,868,910	1,917,976,793	△ 159,107,883	△ 8.3
基本金	10,000,000	10,000,000	0	0
基本金	10,000,000	10,000,000	0	0
国庫補助金等特別積立金	22,691,567	1,378,158	21,313,409	—
国庫補助金等特別積立金	22,691,567	1,378,158	21,313,409	—
その他の積立金	757,247,842	758,475,142	△ 1,227,300	△ 0.2
その他の積立金	757,247,842	758,475,142	△ 1,227,300	△ 0.2
次期繰越活動収支差額	59,127,575	37,525,080	21,602,495	57.6
次期繰越活動収支差額	59,127,575	37,525,080	21,602,495	57.6
(うち当期活動収支差額)	20,375,195	△ 87,548,593	107,923,788	△ 123.3
純資産の部合計	849,066,984	807,378,380	41,688,604	5.2
負債及び純資産の部合計	2,607,935,894	2,725,355,173	△ 117,419,279	△ 4.3